

令和8年度

福島県放課後児童支援員認定資格研修 開催要項

1 目的

放課後児童支援員として必要な基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能を補完し、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識して有資格者となるための研修です。

2 実施主体・実施機関

本研修の実施主体は「福島県」となりますが、福島県から委託された実施機関「一般財団法人保健福祉振興財団（以下「当財団」という。）」が行います。

3 受講対象者

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項（以下、「基準」という）の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、下記（1）（2）のいずれかに該当する者

- （1）福島県内の放課後児童健全育成事業に従事している者
- （2）福島県内の放課後児童健全育成事業に従事することを希望されている福島県在住の者

4 研修内容

職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について（こ成事第187号令和7年4月4日通知）の別紙「放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目、時間数ねらい、主な内容及び講師要件等」に基づき、以下の研修を実施します。

5 研修の実施形式とカリキュラム・日程等

（1）研修の実施形式

研修は全5回開催します。集合形式を2回、オンライン形式（双方向ライブ型）を3回実施します。いずれかひとつをお選びください。

クール	1日目	2日目	3日目	4日目	定員
第1クール (集合形式)	9月9日(水)	9月10日(木)	9月15日(火)	9月16日(水)	90名
第2クール (オンライン形式)	10月19日(月)	10月20日(火)	10月27日(火)	10月28日(水)	90名
第3クール (オンライン形式)	11月10日(火)	11月11日(水)	11月16日(月)	11月17日(火)	90名
第4クール (オンライン形式)	12月3日(木)	12月4日(金)	12月9日(水)	12月10日(木)	90名
第5クール (集合形式)	1月21日(木)	1月22日(金)	1月28日(木)	1月29日(金)	90名

※オンライン形式（双方向ライブ型）とは、オンライン会議システム（Zoom）を使用し、講師と受講者がリアルタイムでコミュニケーションを取りながら行うオンライン研修のことです。

(2) 第1クール（集合形式）

【郡山市労働福祉会館 3階大ホール 〒963-8014 郡山市虎丸町 7-7】

○アクセス <https://www.bunka-manabi.or.jp/kaikan/access.html>

・ JR 郡山駅 西口より徒歩約 20 分

・ 車 郡山 IC より車で約 13 分

※無料駐車場（会館前 47 台、会館南東 42 台、会館裏 21 台）



(3) 第5クール（集合形式）

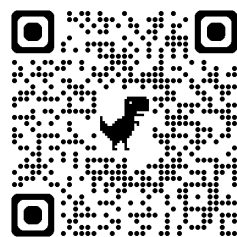
【いわき産業創造館 企画展示ホール 〒970-8026 いわき市平字田町 120 番地 LAT0V6F】

○アクセス <https://iwaki-sansoukan.com/access/>

・ JR いわき駅 徒歩約 3 分

・ 車 いわき中央 IC より車で約 15 分

※地下有料駐車場（2 時間無料以降 30 分毎 100 円、約 400 台）



(4) 第2クール・第3クール・第4クール（オンライン形式）

オンライン形式（双方向ライブ型）で行います。下記の配信日時に事業所・自宅等でパソコンなどの受講端末から受講してください。

(5) 第1、2、4クールのカリキュラム

日程	時間	科目名
1 日目	9 : 30～11 : 00	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
	11 : 15～12 : 45	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
	13 : 35～15 : 05	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
	15 : 20～16 : 50	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2 日目	9 : 30～11 : 00	④子どもの発達理解
	11 : 15～12 : 45	⑤児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
	13 : 35～15 : 05	⑥障害のある子どもの理解
	15 : 20～16 : 50	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
3 日目	9 : 30～11 : 00	⑪保護者との連携・協力と相談支援
	11 : 15～12 : 45	⑫学校・地域との連携
	13 : 35～15 : 05	⑨子どもの遊びの理解と支援
	15 : 20～16 : 50	⑩障害のある子どもの育成支援
4 日目	9 : 30～11 : 00	⑬子どもの生活面における対応
	11 : 15～12 : 45	⑮放課後児童支援員の仕事内容
	13 : 35～15 : 05	⑭安全対策・緊急時対応
	15 : 20～16 : 50	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※第1クール（集合形式）は 16 : 50 終了後、レポート記入の時間を設定しています。

(6) 第3、5クールのカリキュラム

日程	時間	科目名
1日目	9:30～11:00	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
	11:15～12:45	⑧放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
	13:35～15:05	②放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
	15:20～16:50	③子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
2日目	9:30～11:00	④子どもの発達理解
	11:15～12:45	⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達
	13:35～15:05	⑥障害のある子どもの理解
	15:20～16:50	⑦特に配慮を必要とする子どもの理解
3日目	9:30～11:00	⑨子どもの遊びの理解と支援
	11:15～12:45	⑩障害のある子どもの育成支援
	13:35～15:05	⑪保護者との連携・協力と相談支援
	15:20～16:50	⑫学校・地域との連携
4日目	9:30～11:00	⑬子どもの生活面における対応
	11:15～12:45	⑭安全対策・緊急時対応
	13:35～15:05	⑮放課後児童支援員の仕事内容
	15:20～16:50	⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※第5クール（集合形式）は16:50終了後、レポート記入の時間を設定しています。

6 受講料・研修教材について

受講料は無料です。研修受講の際、以下の教材を使用します。

- ・放課後児童クラブ運営指針解説書

集合研修の受講者は、研修初日に会場でお渡しします。

オンライン研修受講者は、研修日2週間前に申込書記載の住所宛てにお送りします。

7 受講申込方法等

- ・受講を希望される方は、以下の申込書類を申込先（市町村放課後児童クラブ担当課）へ提出してください。
- ・受講を希望する方で、放課後児童クラブに所属している場合には、申込書類を所属する放課後児童クラブへ提出してください。また、各放課後児童クラブは、所属する職員等の申込書類を取りまとめの上、申込先（市町村放課後児童クラブ担当課）まで提出してください。

（1）申込書類

申込者	基準 1～10 号該当者	前年度一部科目修了者
提出書類	・ 受講申込書 ・ 受講資格確認書類	・ 受講申込書 ・ 一部科目修了証

受講資格確認書類については、「別紙1 受講資格確認書類」をご確認ください。

（2）科目の一部免除

下記の資格保有者は該当科目が免除になりますが、**受講は可能**です。

（新しい知識を習得するという観点から、積極的な受講を推奨します。）

保有資格	免除される科目
保育士（保母）資格	④・⑤・⑥・⑦
教諭（養護・栄養教諭も可）	④・⑤
社会福祉士	⑥・⑦

（3）申込先

市町村（※）放課後児童クラブ担当課に申込み

※放課後児童健全育成事業に従事している者3（1）：放課後児童クラブが所在する市町村

※放課後児童健全育成事業に従事しようとしている者3（2）：現住所の市町村

(4) 市町村放課後児童クラブ担当課への申込期限

クール	申込締切日
第1クール（集合形式）	7月30日（木）
第2クール（オンライン形式）・第3クール（オンライン形式）	9月10日（木）
第4クール（オンライン形式）・第5クール（集合形式）	10月27日（火）

(5) 書類及び申込についての注意

- ・どのクールでも申込みは可能です。いずれかひとつをお選びください。
- ・結婚等による改姓のため、申込書の氏名と各種書類の氏名が一致しない場合は、氏名の変更が分かる公的書類（戸籍抄本等、写し可）を提出してください。
- ・受講資格確認書類の「実務経験証明書」様式3は、必ず所定の書式で作成し、押印した「原本」を提出してください。

(6) 「見込み」の方について

令和8年度中に「別紙1 受講資格確認書類」基準の1・2・4～8号に該当する「見込み」がある方も受講可能です。

「見込み」として受講申込をする方は、申込時に以下の書類を提出し、資格等取得後、令和8年度中に改めて該当する資格証明書等を事務局まで提出してください。その後、修了証を発行します。（令9年3月31日までに資格証明書等をご提出いただけない場合、以降は、福島県子育て支援課に提出してください。）

＜「見込み」による提出書類とは＞

- ・資格試験を受験する方は、「試験日程等が分かる書類」及び「当該受験要件を満たすことが分かる書類」
- ・在学中の方は、「卒業見込証明書」及び「成績証明書」

※書類はすべてA4サイズで提出してください。（縮小コピー、A4サイズの白紙に貼付するなど）

8 受講者の決定及び通知

- ・申請者数が定員を超えた場合は、以下の①②により人数の調整を行う場合があります。
 - ①県内の放課後児童クラブに現に従事している方を優先
 - ②同一の放課後児童クラブから複数名の受講希望者がいる場合は、優先順位の高い方を優先
- ・受講の決定については、申込書記載の住所宛てに、受講決定通知の送付をもってお知らせします。また、定員を超えた申込等で落選された方へは、落選通知をお送りします。

9 修了認定

適切に研修を履修したことを確認するため、研修日ごとにレポートを作成していただきます。集合研修受講者は、各研修日の講義終了後に記入いただき会場で回収します。

オンライン形式受講者は、レポート用紙を研修資料とともにお送りしますので記入のうえ、ホームページからお送りいただきます。レポートの提出が無い場合は、科目の履修が認められません。

10 研修の修了及び修了証書

(1) 修了証

全ての研修科目（16単位 24時間。ただし、科目の一部免除がある者は免除科目を除いた全ての科目）を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を修得したと認められる者に対して「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付します。

(2) 一部科目修了証

受講者が研修受講中に、病気等のやむを得ない理由で一部の研修科目を欠席した場合には、「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」を交付します。なお、国の取扱いでは、一部科目の修了証の有効期限は交付の日から「おおむね1年以内」とされています。

(3) 送付

修了証は、本年度のすべての研修終了後に修了者名簿をまとめて県に提出し、承認後、すべての方に令和9年2月末頃に交付いたします。

11 注意事項

(1) 全コース共通

- 受講申込の内容が事実と異なる場合、受講・修了認定を取り消すことがあります。
- 昼休みは標準的に50分（12：45～13：35）を予定していますが、当日の進行により変更が生じる場合があります。
- カリキュラムの順番が変更する場合があります。変更の際は別途ご案内いたします。

(2) 集合形式

- 著作権等保護の為、講義内容の録音・録画は禁止とします。研修当日は研修時間中に限り、録音・録画防止等の観点から携帯電話・ノートパソコン・タブレット等のご利用は原則禁止とします。
- 研修当日は、駐車場の混雑や公共交通機関遅延の可能性がありますので、時間に余裕を持ってお越しください。
- 感染症対策のため、次に記載する項目について必ず確認、同意の上でお申込みください。
 - ①体調がすぐれないときや、発熱や咳など健康状態に不安のある場合は、研修の受講を控えてください。
 - ②休憩時間は、会場内の窓やドアを開け換気を行います。窓、出入口付近など座席の場所によって室温の差異が生じることがあります。暑さ、寒さに対応できる服装でお越しください。
 - ③受講にあたっては、ペアワークやグループワークを実施する場合もございます。咳エチケットや手指消毒などの感染対策にご協力をお願いします。
 - ④定員数を制限したり、開催方法を変更したりする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(3) オンライン形式（双方向ライブ型）

- オンライン形式の研修受講は集合形式と同様に、受講者が適切に受講できるよう事業所内の環境を整えてご参加ください。（受講端末と周辺機器〔①スピーカーまたはイヤホン、②マイク、③カメラ〕の準備及び事前確認、通信環境の確認、個室もしくはパーティションの準備など）
- 必ず、受講者ご本人による受講が必要です。代理受講等は、一切認められません。また、本人による受講ではないことが判明した場合は、受講取り消しとなります。ただし、端末の操作などの理由により、受講者ご本人以外の方が同席されることは可能です。
- 受講するには通信料がかかりますので、通信制限のない環境で参加してください。
- Wi-Fi 接続の場合、事業所内であっても場所によって電波の届きにくい所があります。また、端末によって接続が不安定になる、音声・画像がスムーズではないということもあります。できる限り、受講端末は有線LAN接続してください。
- メインの受講端末の接続が一時的に切れた時に備えて、代替受講端末として他のモバイル端末でも接続できるようご準備いただくことをお勧めいたします。（代替受講端末でも、Zoom アプリのダウンロード、動作確認等を行ってください。）
- Webカメラを使用した受講管理を行います。PC 内蔵のカメラまたは外付けカメラ（30 万画素以上のもの）、モバイル端末のカメラをご準備ください。
- 受講端末は原則、パソコン（デスクトップ、ノートパソコン）での受講をお願いいたします。双方向ライブ型の研修となりますので、受講者は受講端末からグループワークや発表などに取り組んでいただきます。
- 参加に必要な URL と ID パスワードは、受講の手引きにて送付します。
- 受講者管理の都合上、受講者一人に受講端末 1 台が必要です。事業所で複数名が同一研修を受講する場合は、複数の受講端末をご準備ください。
- 事前の接続確認には必ずご参加ください。可能な限り、当日受講される端末で接続テストにご参加ください。その際、複数端末で確認をしていただき、接続および音声画像がスムーズな端末をお使いになることをお勧めします。

12 緊急時対応

感染症流行や自然災害、特別警報の発令等で研修の延期や中止等を決定した場合、当財団ホームページに情報を掲載しますのでご確認ください。また、その場合は所属する事業所に通知します。

13 研修事務局

一般財団法人 保健福祉振興財団 関東本部

福島県放課後児童支援員等研修事務局
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-12
紀尾井町ビル 5 階

TEL: 03-6261-0307 FAX: 03-6261-0308

MAIL: gh-fukushima@hokenfukushi.or.jp